

# 社会福祉法人千寿会 役員等報酬規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人千寿会（以下「当法人という」）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

## （理事の職務）

第2条 理事は、理事会において次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

## （監事の職務）

第3条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

## （評議員の職務）

第4条 評議員は、評議員会において次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給に基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の容認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(報酬等の支給)

第5条 報酬額は次の各号のとおりとする

一 理事会及び監事会並びに評議員会へ出<sup>務</sup>征し、職務を<sup>行</sup>遂行した場合

理事 8,000円

監事 8,000円

評議員 8,000円

二 理事長が決裁規程第4条に掲げる理事長専決事項に関する、日常の軽易な業務を行った場合

月額 180,000円

三 監事が法人監査を行った場合

1回 15,000円

四 研修会等で講義を行った場合

1時間 10,000円

五 評議員選任・解任委員会に出席し職務を遂行した場合

委員 8,000円

2 前項に掲げるもの他、遠距離のため宿泊を必要とする場合には、旅費規程を準用する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

この規程は、平成28年1月23日から施行する。

この規程は、平成29年定時評議員会終結の時から施行する

。